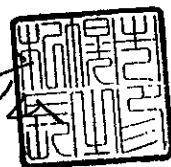


札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月28日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第10号

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年条例第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表2 東月寒向ヶ丘第二地区地区整備計画区域の項公益・機能複合地区の目第1号中「住宅」の次に「等」を加え、同項に次のように加える。

集客 交流 地区	(1) 住宅等	70,000	外壁等 の面か ら都市 計画道 路北野 通の道 路境界 線まで の距離	155
	(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿			
	(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの			
	(4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの			
	(5) 公衆浴場		外壁等	25
	(6) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバ		の面か ら隣地 境界線 (東月	

	ッティング練習場 (7) 自動車教習所 (8) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所、場外車券売 場その他これらに 類するもの (9) カラオケボック スその他これに類 するもの					寒向ヶ 丘地区 地区整 備計画 区域の 文教・ 機能複 合地区 との境 界線に 限る。) までの 距離			
--	---	--	--	--	--	---	--	--	--

(2) 別表 3 中 6 7 の項を 6 8 の項とし、4 5 の項から 6 6 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、4 4 の項の次に次のように加える。

4 5	東月寒向ヶ丘第二地区地区整備計画区域の集客交流地区	附属用途に供する建築物等（外壁等の面から隣地境界線（東月寒向ヶ丘地区地区整備計画区域の文教・機能複合地区との境界線に限る。）までの距離が 25 メートル未満であるものを除く。）
-----	---------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。